

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の説明書

外務省

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則(第一章)	一
2	物品の貿易(第二章)	二
3	原産地規則(第三章)	三
4	税関手続(第四章)	四
5	強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置(第五章)	五
6	サービスの貿易(第六章)	六
7	自然人の移動(第七章)	七
8	投資(第八章)	八
9	知的財産(第九章)	一〇
10	政府調達(第十章)	一〇
11	競争(第十一章)	一一
12	ビジネス環境の整備(第十二章)	一一
13	協力(第十三章)	一二
14	紛争解決(第十四章)	一二
15	最終規定(第十五章)	一三

三	協定の実施のための国内措置	17
	実施取極	16
	附属書	13

## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

平成十八年（二千六年）十二月の我が国とインド共和国との間の首脳会談において、二国間の経済連携協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致し、平成十九年（二千七年）一月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十三年（二千十一年）二月十六日に東京において、我が方前原外務大臣と先方シャルマ商工大臣との間でこの協定の署名が行われた。

### 2 協定締結の意義

この協定の締結によって、我が国とインド共和国との間の貿易の自由化及び円滑化が促進され、また、幅広い分野において互恵的な経済連携が構築されることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待される。

## 二 協定の内容

この協定は、前文、本文百四十七箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っている。また、この協定に関連し、実施取極が作成されている。それらの概要は、次のとおりである。

### 1 総則（第一章）

- (1) 協定の目的について定める。（第一条）
- (2) 協定の地理的適用範囲について定める。（第二条）
- (3) 協定における用語の一般的定義について定める。（第三条）
- (4) 各締約国は、法令等であって、協定の対象となる事項に関するものを公表し、又は公に利用可能なものとする等について定める。（第四条）
- (5) 締約国の権限のある当局が協定の実施等に関連する行政上の決定を行う場合の手続について定める。（第五条）
- (6) 各締約国は、協定の対象となる事項に関する本国政府による行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、自国の法令に従って、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を維持する旨定める。（第六条）

- (7) 各締約国は、自国の公務員による腐敗行為の防止のために適当な措置をとる旨定める。(第七条)
  - (8) 各締約国は、自国の法令において環境保護に関する適切な水準を確保し、当該法令を引き続き改善するよう努めるとともに、環境政策等の事項についての啓発の促進等に努める旨定める。(第八条)
  - (9) 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する旨定める。(第九条)
  - (10) 協定に別段の定めがある場合を除くほか、協定は、租税に係る課税措置については、適用しないこと等について定める。(第十条)
  - (11) 協定中の一定の規定に関する例外について定める。(第十一条)
  - (12) 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定めるとともに、協定と世界貿易機関設立協定等とが抵触する場合には、両締約国は、直ちに協議する旨定める。(第十二条)
  - (13) 両締約国政府は、必要な場合には、協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極を締結する旨定める。(第十三条)
  - (14) 両締約国の代表者から成る合同委員会の設置及び合同委員会の任務等について定める。(第十四条)
  - (15) 各締約国は、協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する旨定める。(第十五条)
- 2 物品の貿易(第二章)
- (1) 第二章における用語の定義について定める。(第十六条)
  - (2) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める。(第十七条)
  - (3) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定める。(第十八条)
  - (4) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる旨定めるとともに、特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について協定の規定に従って適

用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用すること等について定める。(第十九条)

(5) 関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。(第二十条)

(6) いずれの締約国も、農業協定附属書一に掲げる農産品について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる輸出補助金又は国内助成も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第二十一条)

(7) 一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出等について、関税以外の禁止又は制限であつて関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないものを新設し、又は維持してはならないこと等について定める。(第二十二条)

(8) 二国間セーフガード措置について定める。(第二十三条)

(9) ダンピング防止協定の規定に基づき一方の締約国の権限のある当局が調査を行う場合には、当該調査を開始する前に他方の締約国に対し当該調査を求める申請を通知し、その全文を提供する旨定める。(第二十四条)

(10) 第二章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとること及び国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない旨定める。(第二十五条)

### 3 原産地規則(第三章)

(1) 第三章における用語の定義について定める。(第二十六条)

(2) 締約国の原産品について定める。(第二十七条)

(3) 第二十七条の規定に基づき原産品とされる産品のうち、締約国において完全に得られ、又は生産される産品について定める。(第二十八条)

(4) 非原産材料を使用して生産される産品が締約国の原産品とされるための要件について定める。(第二十九条)

(5) 産品の原産資格割合を算定する計算式等について定める。(第三十条)

(6) 産品の最後の生産工程が一方の締約国において行われ、かつ、当該工程が第三十三条に規定する作業を超える水準のものである

場合には、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる旨定める。(第三十一条)

(7) 産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該産品の価額又は重量による一定の割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない旨定める。(第三十二条)

(8) 産品について、単純な作業が行われたことのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない旨定める。(第三十三条)

(9) 他方の締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第三十四条)

(10) 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十五条)

(11) 代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができること等について定める。(第三十六条)

(12) 間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十七条)

(13) 産品の生産に使用された全ての非原産材料について関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作业が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品等であって、当該産品の標準的な附属品等の一部を成すものについては、一定の要件を満たす場合には、考慮しない旨定める。(第三十八条)

(14) 船積み用のこん包装材料及びこん容器並びに小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第三十九条)

(15) 附属書三に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する旨定める。(第四十条)

(16) 原産地規則に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第四十一条)

#### 4 税関手続(第四章)

(1) 第四章の適用範囲及び目的について定める。(第四十二条)

- (2) 第四章における用語の定義について定める。(第四十三条)
  - (3) 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する旨定める。(第四十四条)
  - (4) 各締約国が両締約国間で取引される物品の速やかな通関のために行う事項等について定める。(第四十五条)
  - (5) 各締約国は、物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする旨定める。(第四十六条)
  - (6) 輸入締約国は、産品が輸出締約国の原産品に当たるか否か等について、当該産品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める旨定める。(第四十七条)
  - (7) 両締約国は、実施取極で定めるところにより、税関手続の分野において相互に協力し、及び情報を交換する旨定める。(第四十八条)
  - (8) 税関手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第四十九条)
- 5 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置(第五章)
- (1) 第五章の適用範囲について定める。(第五十条)
  - (2) 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務並びに衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する旨定める。(第五十一条)
  - (3) 各締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、並びに適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する旨定める。(第五十二条)
  - (4) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第五十三条)
  - (5) 後発医薬品に関し、一方の締約国の者が承認の申請を行う場合には、他方の締約国の関係当局は、当該申請を審査する旨定めるとともに、当該申請が当該他方の締約国の法令に基づく全ての要件を満たしている場合には、当該他方の締約国の者による同種の申請に与える待遇よりも不利でない待遇が与えられる旨定める。(第五十四条)

- (6) 両締約国は、相互承認に関する取決めの実現可能性について討議するとともに、当該実現可能性について結論に達した日から合理的な期間内に当該取決めの締結に至るよう努める旨定める。(第五十五条)
  - (7) 第十四章に定める紛争解決手続は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第五章の規定については、適用しない旨定める。(第五十六条)
- 6 サービスの貿易(第六章)
- (1) 第六章の適用範囲について定める。(第五十七条)
  - (2) 第六章における用語の定義について定める。(第五十八条)
  - (3) 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく一定の義務を負う旨定める。(第五十九条)
  - (4) 一方の締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第六十条)
  - (5) 両締約国は、特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉することができる旨定める。(第六十一条)
  - (6) 特定の約束を行った分野又は小分野に関し、附属書六の特定の約束に係る表が特定する事項について定める。(第六十二条)
  - (7) 一方の締約国は、第三国とサービスの貿易に関する協定を締結する場合には、当該第三国との協定に定める待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み込むための他方の締約国の要請について考慮する旨定める。(第六十三条)
  - (8) 各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、サービスの貿易に影響を及ぼす全ての措置が合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保すること等について定める。(第六十四条)
  - (9) 一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用する上で、他方の締約国において与えられた免許等を承認することができる旨定める。(第六十五条)

- (10) 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国又は他方の締約国のサービス提供者の要請があった場合には、照会所を通じて、自国の法令等に関して速やかに情報を提供すること等について定める。(第六十六条)
  - (11) 各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり第六章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する旨定める。(第六十七条)
  - (12) 締約国は、第六十九条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない旨定める。(第六十八条)
  - (13) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、締約国は、一定の要件の下、サービスの貿易に対する制限を課し、又は維持することができ旨定める。(第六十九条)
  - (14) 各締約国は、サービスの貿易に関連する補助金の取扱いについて検討する旨定めるとともに、いずれか一方の締約国が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、問題を解決するために協議を行う旨定める。(第七十条)
  - (15) 両締約国は、サービスの貿易に関する約束の全般的な改善を行うため、協定の効力発生の日から三年以内に最初の見直しを行う旨定める。(第七十一条)
  - (16) サービスの貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第七十二条)
- 7 自然人の移動(第七章)
- (1) 第七章の一般原則について定める。(第七十三条)
  - (2) 第七章の適用範囲について定める。(第七十四条)
  - (3) 第七章における用語の定義について定める。(第七十五条)
  - (4) 一方の締約国は、第七章の規定に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する旨定める。(第七十六条)
  - (5) 一方の締約国は、他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす規制に関し、当該他方の締約国の利害関係者か

らの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設けること等について定める。(第七十七条)

(6) 各締約国は、他方の締約国の自然人による入国及び一時的な滞在の申請の審査を遅滞なく行う旨定めるとともに、両締約国は、社会保障協定の締結の実現可能性について協議し、交渉を開始する旨定める。(第七十八条)

(7) 一方の締約国は、第七十六条1の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可された他方の締約国の自然人に同行する配偶者又は被扶養者が、当該一方の締約国の法令に基づく要件を満たすことを条件として、在留資格の変更により就労することが認められることを確保する旨定める。(第七十九条)

(8) 第十四章に定める紛争解決手続は、一定の場合を除くほか、第七章の規定については、適用しない旨定める。(第八十条)

(9) 第七章の規定に基づく各締約国による約束は、当該締約国が附属書六の自国の特定の約束に係る表において特定した条件及び制限に従うものとする旨定める。(第八十一条)

(10) 両締約国は、協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従って、交渉を開始する旨定める。(第八十二条)

## 8 投資(第八章)

(1) 第八章の適用範囲について定める。(第八十三条)

(2) 第八章における用語の定義について定める。(第八十四条)

(3) 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第八十五条)

(4) 一方の締約国は、投資財産の経営等に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。(第八十六条)

(5) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える旨定める。(第八十七条)

(6) 一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第八十八条)

- (7) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関連して、特定措置の履行の要求を課し、又は強制してはならない旨定める。(第八十九条)
- (8) 第八十五条、第八十六条及び第八十九条の規定は、締約国の中央政府等が、附属書八に掲げる分野又は事項に関して維持する措置等について、また、附属書九に掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない旨定める。(第九十条)
- (9) 第八十五条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資活動及び当該投資家の投資財産に関連して特別な手続を定めることを妨げるものと解してはならないこと等について定める。(第九十一条)
- (10) 締約国が収用等の措置を実施する場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。(第九十二条)
- (11) 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第九十三条)
- (12) 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞することなく行われることを確保する旨定める。(第九十四条)
- (13) 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約等に基づいて支払を行う場合に、当該他方の締約国が行う承認について定める。(第九十五条)
- (14) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決手続について定める。(第九十六条)
- (15) 締約国は、一定の要件の下、一時的なセーフガード措置をとることができる旨定める。(第九十七条)
- (16) 締約国が信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとる場合には、附属書四第二節1の規定が適用される旨定める。(第九十八条)
- (17) 一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資活動を奨励することが適当でないことを認める旨定める。(第九十九条)

- (18) 協定のいかなる規定も、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える各締約国の法令又は他の国際協定に影響を及ぼすものと解してはならない旨定める。(第百条)
  - (19) 協定の終了の日の前に投資された投資財産に関しては、第八章の規定及び第八章に直接関係する協定の規定は、協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する旨定める。(第百一条)
- 9 知的財産(第九章)
- (1) 両締約国は、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を確保する旨定める。(第百二条)
  - (2) 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとること等について定める。(第百三条)
  - (3) 両締約国は、知的財産の保護についての啓発を促進するために適切と認める措置をとるよう努める旨定める。(第百四条)
  - (4) 各締約国が特許に関して負う義務について定める。(第百五条)
  - (5) 各締約国は、広く認識されている商標を保護する旨定める。(第百六条)
  - (6) 各締約国は、自国の法令に従い、かつ、貿易関連知的所有権協定の定めるところにより、地理的表示の保護を確保する旨定める。(第百七条)
  - (7) 各締約国は、千九百六十七年の工業所有権の保護に関するパリ条約第十条の二の規定に従って、不正競争行為からの保護を与える旨定める。(第百八条)
  - (8) 第九章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成す旨定める。(第百九条)
- 10 政府調達(第十章)
- (1) 各締約国は、自国の法令に従い、政府調達に関する措置の透明性を確保する旨定める。(第百十条)
  - (2) 一方の締約国は、政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、自国の法令に従って第三国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。(第百十一条)

- (3) 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、政府調達に関する情報の交換を国の段階において行うこと等について定める。(第百十二条)
  - (4) 両締約国は、インドが政府調達協定の締約国となる意思を表明したときに、包括的な政府調達に関する章を実現することを目的として、交渉を開始する旨定める。(第百十三条)
  - (5) 一方の締約国は、政府調達に関する措置についての有利な待遇を第三国に与える場合において、他方の締約国の要請があるときは、当該待遇を相互主義に基づき当該他方の締約国にも与えることを目的として交渉を開始するための適切な機会を与える旨定める。(第百十四条)
  - (6) 第十章の規定に関する例外について定める。(第百十五条)
- 11 競争(第十一章)
- (1) 各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる旨定める。(第百十六条)
  - (2) 各締約国の競争法令について定める。(第百十七条)
  - (3) 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力するよう努める旨定める。(第百十八条)
  - (4) 各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する旨定める。(第百十九条)
  - (5) 各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する旨定める。(第百二十条)
  - (6) 各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する旨定める。(第百二十一条)
  - (7) 第十四章に定める紛争解決手続は、第十一章の規定については、適用しない旨定める。(第百二十二条)
- 12 ビジネス環境の整備(第十二章)
- (1) 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内で事業活動を遂行する他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一

層整備するために適当な措置をとる旨定める。(第百二十三条)

- (2) ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第百二十四条)
- (3) 各締約国は、小委員会の補助機関として協議グループを設置する旨定める。(第百二十五条)
- (4) 各締約国は、第十二章の目的のため、連絡事務所を指定し、及び維持する旨定める。(第百二十六条)
- (5) 第十四章に定める紛争解決手続は、第十二章の規定については、適用しない旨定める。(第百二十七条)

#### 13 協力(第十三章)

- (1) 両締約国は、相互の利益に資する協力を促進する旨定める。(第百二十八条)
- (2) 第十三章の規定に基づく協力の分野について定める。(第百二十九条)
- (3) 第百二十九条に掲げる各分野における協力の範囲及び形態については、実施取極で定めることができる旨定める。(第百三十条)

- (4) 第十三章の規定に基づく協力の実施及び費用について定める。(第百三十一条)

- (5) 第十四章に定める紛争解決手続は、第十三章の規定については、適用しない旨定める。(第百三十二条)

#### 14 紛争解決(第十四章)

- (1) 第十四章の適用範囲について定める。(第百三十三条)
- (2) 一方の締約国は、協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる旨定める。(第百三十四条)
- (3) 両締約国の合意により、あっせん、調停又は仲介をいつでも開始することができること等について定める。(第百三十五条)
- (4) 仲裁裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。(第百三十六条)
- (5) 仲裁裁判所の任務について定める。(第百三十七条)
- (6) 仲裁裁判手続について定める。(第百三十八条)
- (7) 仲裁裁判手続の終了について定める。(第百三十九条)

- (8) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。(第四百四十条)
  - (9) 仲裁裁判所の費用の負担について定める。(第四百四十一条)
  - (10) 全ての仲裁裁判手続は、英語によるものとする旨定める。(第四百四十二条)
- 15 最終規定(第十五章)

- (1) 協定の目次並びに協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定める。(第四百四十三条)
- (2) 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。(第四百四十四条)
- (3) 協定の改正について定める。(第四百四十五条)
- (4) 協定の効力発生について定める。(第四百四十六条)
- (5) 協定の終了について定める。(第四百四十七条)

16 附属書

- (1) 両締約国の関税の撤廃及び引下げの実施日程等について定める。(附属書一)
- これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千四十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千四百四十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約七百十品目、除外扱いとなるものが約千百九十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千六百五十品目のうち、約百三十品目を除くものについて関税を撤廃する。農林水産品等約二千三百九十品目のうち、約千六十品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものについては、除外品目の分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ ほぼ全ての鉱工業品について、関税を即時撤廃する。
- ・ ドリアン、アスパラガス、えび等について、関税を即時撤廃する。
- ・ とうがらし（生鮮・冷蔵）、スイートコーン（生鮮・冷蔵）、冷凍たこ等について、協定発効後七年間で関税を撤廃する。

ロ インドによる関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約一万二千二百九十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約二千七十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約七千六百八十品目、関税の引下げ・除外扱いとなるものが約千五百四十品目になる。

分野別では、鉱工業品約九千六百七十品目のうち、約千品目を除くものについて関税を撤廃し、関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ又は除外品目の各分類で対応する。農林水産品等約千六百二十品目のうち、約五百五十品目を除くものについて関税を撤廃する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ マフラー（消音装置）、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、ブルドーザー等について、協定発効後十年間で関税を撤廃する。
- ・ 熱延鋼板、冷延鋼板、合金鋼、亜鉛めっき鋼板等について、協定発効後五年間で関税を撤廃する。
- ・ デイゼルエンジンについて、協定発効後六年間で五パーセントまで段階的に関税を引き下げる。
- ・ ギヤボックスについて、協定発効後八年間で六・二五パーセントまで段階的に関税を引き下げる。
- ・ 盆栽について、協定発効後五年間で関税を撤廃する。
- ・ ながいも、桃、いちご、柿等について、協定発効後十年間で関税を撤廃する。

(2) 品目別原産地規則について定める。（附属書二）

- (3) 原産地証明書等に関する運用上の証明手続について定める。(附属書三)
- (4) 金融サービスに関する第六章の補足規定について定める。(附属書四)
- (5) 電気通信サービスに関する第六章の補足規定について定める。(附属書五)
- (6) 各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について定める。(附属書六)
  - イ 我が国による特定の約束  
実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス並びに運送サービスに関する約束が掲げられている。
  - ロ インドによる特定の約束  
実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス（生きている動物を除く。）、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス（視聴覚サービスを除く。）並びに運送サービスに関する約束が掲げられている。
- (7) 各締約国が自然人の移動について行う特定の約束について定める。(附属書七)
  - イ 我が国による特定の約束  
インドの自然人であって、商用訪問者、企業内転勤者、投資家、資格を有する自由職業家、独立の自由職業家、契約に基づくサービス提供者及び指導員（インド料理の指導員、英語の指導員等）である者について、入国及び一時的な滞在を約束する。
  - ロ インドによる特定の約束  
我が国の自然人であって、商用訪問者（投資家を含む。）、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業

家である者について、入国及び一時的な滞在を約束する。

- (8) 投資についての内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し各締約国が付する留保について定める。(附属書八)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による留保

農林水産業（植物育成者権）、銀行業、熱供給業、電気通信業、医薬品製造業、皮革及び皮革製品製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、農林水産業及び関連するサービス、警備業、航空運輸業、航空機登録原簿への航空機の登録、貨物利用運送事業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業並びに上水道業の分野において、二十二の現行の措置に関する留保を行っている。

ロ インドによる留保

外国機関投資家による出資制限、既存の合弁企業又は技術提携と同一の全国産業分類における事業への投資制限、公共の利益のための許可又は制限の中断又は緩和、零細中小企業による製造業への出資制限、原子力エネルギー、チットファンド（無尽講）ビジネス、不動産業、プランテーション（紅茶を除く。）、たばこ製造、賭博及びくじ産業、土地の取得、農業、畜産、養魚及び水産養殖、鉱業及び採掘業並びに防衛産業において、十八の現行の措置に関する留保を行っているほか、全てのサービスの分野及び州政府等に関し、二の現行の措置に関する留保を行っている。

- (9) 投資についての内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない将来の措置に関し各締約国が付する留保について定める。(附属書九)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による留保

全ての分野において、公的独占の維持、指定又は廃止及び公的企業の維持、設立又は処分に係る二の将来の措置並びに補助金に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業、放送業、土地取引に関する事項並びに法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービスの分野において、

十の将来の措置に関する留保を行っている。

ロ インドによる留保

農業、畜産、林業、漁業、乳製品、果物及び野菜の缶詰・保存加工業、魚類等の缶詰・保存加工業、パン類、硬化油及び植物油、蒸留酒等の酒類、木材加工業、皮革加工業、セメント及びアスベスト、エアコン及び冷蔵庫、産業用爆発物、有害化学物質、たばこ並びに医薬品の分野において十八の将来の措置に関する留保を行っているほか、全てのサービス業の分野、州政府等、経済的後発地域等に対する措置、国营企業、土地の取得並びに技術移転要求及び役員国籍要求に関し、六の将来の措置に関する留保を行っている。

(10) 収用に係る第九十二条の解釈基準について定める。(附属書十)

17 実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、国内法の立法又は改正は必要としない。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は必要としない。

